様式第１６（第４０条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定申請書  申請年月日　2024年 8月30日    　　経済産業大臣　殿  　　（ふりがな）えすえすまーけっと  一般事業主の氏名又は名称 株式会社SSマーケット  （ふりがな） ほしやま　つねのぶ  （法人の場合）代表者の氏名　星山 常進  住所　〒192-0904　東京都八王子市子安町4-7-1  サザンスカイタワー八王子6F  法人番号　7010101010238  　情報処理の促進に関する法律第３１条に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 「DXに関する取り組み」 | | 公表日 | 2024年 4月 1日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 当社Webサイト「DXに関する取り組み」ページ  ・経営ビジョン ・ビジネスモデル  ※DXに関する取り組み／１．ビジョン・ビジネスモデル／ビジョン https://ssmarket.co.jp/dx/ | | 記載内容抜粋 | ＜経営ビジョン＞ 　日進月歩で進化し続けるIT機器を長期保有することは陳腐化リスクをますます大きくしています。多くの企業においてもIT機器を購入・保有するのではなくレンタルを選択するようになりました。こうした急激な社会変化の中で、パソコンレンタル市場においても競争激化が予測され、顧客ニーズもより自由度の高いサブスクリプションや貸出から設定、運用、廃棄までを行うPCLCM（パソコンライフサイクル管理）へとシフトしていくことが考えられます。そこで当社では、以下の三つのイノベーションを進めてまいります。  ①顧客関係のデジタルシフトによる多種多様な顧客ニーズへのきめ細かな対応及び、コンテンツマーケティングとマーケティングオートメーションによる顧客ナーチャリング（営業のイノベーション） ②業務全体の最適化とデジタル化による圧倒的なサービス品質と生産性の確保（業務のイノベーション） ③社内情報の整備と分析インフラの構築によるマーチャンダイジングの強化とデジタルマーケティングの推進（分析のイノベーション）  ＜ビジネスモデル＞ 当社では三つのイノベーションを推進していくために以下のビジネスモデルの構築を目指しています。  ＜営業のイノベーション＞ 　Webによる情報提供やソーシャルメディアなどによる顧客との双方向コミュニケーション、さらには顧客の利便性を高めるための支援アプリの提供など、デジタルシフトによるレンタルサービスの顧客直結化をめざしていきます。また、コンテンツマーケティングから始まる集客から商談、成約までの流れをマーケティングオートメーション化することで営業プロセスにおけるサービス向上を図ります。  ＜業務のイノベーション＞ 　ビジネス拡大や高度化に対応していくためには、社内業務の生産性向上も急務となっています。業務の標準化・業務システムのクラウドパッケージ化を推進するとともに、顧客利便性を高めるためのマーケティングオートメーションも推進していきます。  ＜分析のイノベーション＞ 　データを自社ビジネスに不可欠な経営資源と考えて、効果的に活用していくために、収集、加工、保管、利用といったデータマネジメントのしくみを体系化し、マーチャンダイジングからAI活用まで「データ経営」の実現をめざしていきます。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 本公表内容は取締役会で承認された方針に基づき作成され、公開文書（当社Webサイト）に掲載されています。 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 「DXに関する取り組み」 | | 公表日 | 2024年 4月 1日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 当社Webサイト「DXに関する取り組み」ページ  ２．戦略  ※DXに関する取り組み／２．戦略／２−１．企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策 https://ssmarket.co.jp/dx/ | | 記載内容抜粋 | ①デジタルシフトによるレンタルサービスの顧客直結化（営業のイノベーション） 　Webポータルやスマホアプリなどによって顧客と常にコネクトできるデジタルシフトを実現し、PCレンタルのLCM（機器の導入、運用、修理・改良、廃棄までを担う）化を進めていきます。また、ドローン事業については、多種多様なニーズに対応できるポータルサイトの構築や収集した画像データの解析サービスの提供を目指しています  ②集客から顧客育成へのマーケティングオートメーション化（業務のイノベーション）  ＜業務標準化・業務システムのクラウドパッケージ化＞ 　業務全体をVA（顧客価値活動）、NVA（非顧客価値活動）に色分けした上で、 VAはサービス強化のためのデジタル化を、NVAは標準化して効率化のためのデジタル化を推進していきます。 ＜マーケティングオートメーション＞ 　動画やクチコミなどコンテンツマーケティングで集客⇒関心を持ったユーザをセグメント抽出（見込客選定） ⇒レコメンデーションメールを送るリードジェネレーション（見込客獲得） ⇒ペルソナ（顧客像や行動類型）に沿ったリードナーチャリング（見込客育成）といったマーケティングオートメーションのしくみの構築を目指します。  ③データ整備とデータドリブン経営の実現（分析のイノベーション） 　Webコンテンツに対する反響、商談における顧客の声やレンタル機器の販売履歴（商品ライフサイクル）など、データに基づいた意思決定や業務遂行のために、 DMP（データ分析プラットフォーム）構築と、マーチャンダイジングなどデータありきの業務再設計を進めていきます。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 本公表内容は取締役会で承認された方針に基づき作成され、公開文書（当社Webサイト）に掲載されています。 |   　　① 戦略を効果的に進めるための体制の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 当社Webサイト「DXに関する取り組み」ページ  ２．戦略／２−２．組織づくり・⼈材・企業⽂化に関する⽅策 https://ssmarket.co.jp/dx/ | | 記載内容抜粋 | 企業におけるDX化の動きが大きくなる中で、IT機器に対するニーズも拡大してきています。当社においてもIT機器に対する専門性は維持しつつも、顧客のデジタル課題を解決するためのソリューション営業と、多種多様な顧客要望に対応できるキッティング能力の強化を図っています。  　また、営業部門とキッティング部門とがチーム連携して顧客満足をめざすカスタマーサクセスベースの組織づくりと人材育成を進めているところです。  　システム開発やインフラ運用といった専門的なデジタル技術については、社外の専門家やベンダーの強力が不可欠となるため、優良な委託先の選定や、当社DX戦略の共有などパートナーシップ強化をめざしていきます。 |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 当社Webサイト「DXに関する取り組み」ページ  ２．戦略／２−３．最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策 https://ssmarket.co.jp/dx/ | | 記載内容抜粋 | 当社のITシステム・デジタル技術活用環境は、SoE、SoR、SoIの３つに分けて整備方針を策定しています。  １．SoE（顧客関係のシステム） 　　コンテンツマーケティングによって集客力を高めるとともに、優良客向けにはカスタマイズサイトを提供することで顧客の利便性を高めていくとともに、 PCLCMのクラウドサービス化を進めています。また、ドローン事業については、多種多様なニーズに対応できるポータルサイトの構築を目指しています。  ２．SoR（記録のシステム） 　業務システムではレンタル事業者向けパッケージソフト「KAREN-CORE」を利用していますが、マーチャンダイジング（商品化計画）の強化に向けて商品マスタ、顧客マスタの整備を進めています。また、今後の取り組みとしてレンタル商品の入荷から保管、貸出、返却といった物流業務を無線ICタグやブロックチェーンによるデジタル追跡・履歴化を考えています。  ３．SoI（分析のためのシステム） 　社内に分散する商品情報や顧客情報を統合し、売れ筋死に筋分析や顧客行動のパターン判別など高度なデータ分析を進めていきます。そのために、「データ品質や鮮度を維持するためのデータマネジメントの強化」を今後の整備方針とします。具体的には、①データ構造の最適化、②データクレンジングの実施、③BIやAIによるデータ分析の取り組みを考えています。また、ドローン事業においては、ドローンで収集した画像情報などのデータ解析による分析サービス化を考えています。 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 「DXに関する取り組み」 | | 公表日 | 2024年 4月 1日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 当社Webサイト「DXに関する取り組み」ページ  ３．成果と重要な成果  https://ssmarket.co.jp/dx/ | | 記載内容抜粋 | 当社DXの取り組み度合いを測定・評価するための重要な成果指標として以下の重要業績指標を設定します。  1．DXによる競争力強化の到達度合い (1)営業のイノベーション（SoE） ①商品及びサービスのデジタルシフト度合い（PCLCM、ドローンポータルなど） ①コンテンツマーケティングの実施度合い ②マーケティングオートメーションの業務カバー率（リードジェネレーション→リードナーチャリング）  (2)業務のイノベーション（SoR） ④業務の標準化・クラウド利用度合い（VA顧客価値活動、NVA顧客価値活動の見極め）  (3)分析のイノベーション（SoI） ⑤データ分析プラットフォームの整備度合い（分析マスタ及びデータソースの統合）  2．DXの取組状況 ①DXサービスの利用度合い（DX利用度） ②DX関連への投資額（DX投資力） ③DX関連の購買金額（DX購買力） ④DX関連の予算化・計画回数（DXマネジメント力）　 ⑤DXに関連している従業員数（DX人材力） ⑥部門の壁を超えたDX活動数（DX社内連携度）　 ⑦社外とDX連携した顧客や取引先数（DX社外連携度） |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | 2024年 4月 1日 | | 発信方法 | 当社Webサイト「DXに関する取り組み」ページ  経営者のメッセージ  （DXに関する取り組みページの最初に代表取締役の署名あり）  https://ssmarket.co.jp/dx/ | | 発信内容 | 新型コロナウイルスの流行を受けて企業におけるテレワークが急増し、パソコンレンタル需要も大きく伸びました、しかし、その後、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが5類移行されると、通常勤務に戻す企業が増え、パソコンレンタル需要も落ち着く気配を見せています。  　パソコン活用のニーズも多様化してきており、特に企業においては、DX推進の流れの中で単に高性能だけではなく、情報セキュリティ対策ソフトのインストールなど安全性の確保が求められるようになってきています。機器についてもノートパソコンと同等の性能を持つタブレットや、デジタル端末としての利用が可能なスマートフォンの利用が急増しています。  また、デジタル技術の高度化がますますスピードアップする中で、パソコン保有をより短期化して入れ替えようとする傾向も大きくなってきており、購入からリースからレンタル、さらにはサブスクリプションへと導入形態もシフトしつつあります。  　こうした市場環境の大きな変化の中で、当社としても単なる「モノ」としてのパソコンレンタル事業ではなく、企業や個人が何をしたいのかに着目した「コト」をサポートするパソコンレンタル事業へのパラダイムシフトが不可欠になってきています。  　そこで、世の中のDX化の流れにおいて、自社におけるDXを推進するのは当然として、さらに顧客に対して有用な情報やサービスを先行して提供していくことをめざすため、当社は、より積極的なDX－デジタル技術によるビジネス革新－を進めていきます。 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2024年 1月頃　～　2024年 2月頃 | | 実施内容 | ・IPA「DX推進指標」自己診断結果入力サイトによる自己評価を実施しました。  ・専門家による客観的な第三者評価を受けました。 技術士（情報工学・経営工学） 情報処理安全確保支援士 　　　杉浦　司 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2024年 1月頃　～　2024年 2月頃 | | 実施内容 | 当社はISMS/ISO27001（情報セキュリティマネジメントシステム）及びプライバシーマークの認証を取得済みであり、顧客からお預かりした機密情報や個人情報を保護するために組織的対策や人的対策、技術的対策、物理的対策を全社的に展開しています。  今後の顧客及び社内におけるDX推進においては、利用する新たなデジタル技術に関わる脅威や脆弱性、及びその適用業務の特性を十分に把握した上で、既存対策の有効性評価を含めて情報セキュリティ対策の強化に取り組んでいきます。特に、多種多様なWebサイトの構築やローコードツールを利用したシステム開発、IoTやブロックチェーン、ドローンなど、当社が推進強化を図っていきたい分野については、適切な情報セキュリティ対策と合わせたサービス提供を図っていく所存です。 |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号に掲げる基準による認定を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。